

## 学校において予防すべき感染症と診断されたら

学校では、生徒が下表にあげております感染症にかかった場合、学校保健安全法 19 条の規定により出席停止となり、登校できません。下記感染症と診断された場合には学校に連絡をしてください。その後は医師の指示に従い、許可が出ましたら、所定の『登校許可書』を医師に記入していただき、登校の際ご提出ください。『登校許可書』は学校のホームページからダウンロードしてプリントアウトしていただくか、学校まで取りに来ていただければお渡します。

ただし、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、溶連菌感染症については、診断後の学校への連絡のみ必要です。（『登校許可書』の提出は不要です。）

|     | 病 名   | 期 間   |
|-----|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで  |
| 第二種 | 新型コロナウイルス感染症  | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで          |
|     | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）   | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで             |
|     | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|     | 麻疹（はしか）   | 解熱した後 3 日を経過するまで                              |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|     | 風疹（三日ばしか）   | 発疹が消失するまで                                     |
|     | 水痘（水ぼうそう）   | すべての発疹が痂皮化するまで                                |
|     | 咽頭結膜熱（プール熱）   | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                         |
|     | 結核  | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで                  |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎  | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで                  |
|     | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症   | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで                  |